欠損金の損金算入等に関する明細書

別表七(一)

事業年度	・・ ・・	法人名	

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1)×50又は100/100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額（(3)－(4)）又は（別表七(四)「15」）
		3	4	5
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分 欠損金額（別表四「52の①」）			欠損金の繰戻し額	
当期分 同上のうち 青色欠損金額				
当期分 同上のうち 災害損失欠損金額		(16の③)		
合計				

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算

保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額）	15			
繰越控除の対象となる欠損金額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額）	16			

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.４】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.46】２欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。

(1) 当事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円以下であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度

(2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後７年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）

(3) 設立の日から同日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合のその法人（一定の法人を除きます。）の事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）